

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 22 年 11 月 15 日

審査機関名 日本検査キューエイ株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	食品工場における重油ボイラーから高効率都市ガスボイラーへの更新
排出削減事業者名	株式会社いけだ屋
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
事業実施場所	株式会社いけだ屋（埼玉県草加市吉町 4-1-40）
事業の概要	重油を燃料とする蒸気ボイラー（相当蒸発量 1 t / h × 1 台）から都市ガスを燃料とする高効率の蒸気ボイラー（相当蒸発量 0.5 t / h × 2 台）に更新することにより、エネルギー使用の合理化を進めると共に、二酸化炭素の排出原単位が小さい燃料へ転換することで、二酸化炭素の排出量削減を図る。
排出削減量の計画	65 tCO <sub>2</sub> /年 （事業実施期間合計 228tCO <sub>2</sub> ）
国内クレジット認証期間	開始予定日 2009 年 10 月 16 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の概要の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：株式会社いけだ屋 (埼玉県草加市吉町 4-1-40)</p>
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を目的として実施されたことを株式会社いけだ屋代表者への質問等により確認した。</li> <li>2) 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを、質問、関連資料の閲覧などで確認している。</li> <li>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により 3.2 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</li> <li>4) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助の活用、石油燃料価格高騰に対するリスク低減、及び設備取り扱いの容易化ともなるので、3.2 年の投資回収は容認し、更に国内クレジット制度の活用で投資回収年数の短縮が図れることも投資決定の一因と判断できる。また、直接消費者に食品を提供している企業で、安心、安全を強く推進する企業であるため、本削減事業により温室効果ガスの削減に寄与できることが投資決定の大きな要因となっていると判断できる。</li> </ol>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</li> </ol> <p><b>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用条件 1 については、設備仕様書の確認、関係者への質問、検算により、高効率ボイラーへ更新していることを確認している。</li> <li>・ 適用条件 2 については、ボイラーの更新を行わなかった場合</li> </ul>

	<p>も既存のボイラーを継続して利用することができたことを、事業実施前設備導入時期の確認、関連資料の閲覧及び現地往査での使用環境条件などで確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気は対象事業所のおせんべいの乾燥などで自家消費されていることを、関係者への質問及び現地往査により確認している。</li></ul> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることを、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
--	--

#### 4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上